

—令和6年能登半島地震で被災された方へ—

被災家屋の代替家屋に対する 固定資産税・都市計画税の特例について

能登半島地震により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合、要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税が減額になる特例措置があります。



対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）
- (2) (1) に相続があった場合は、その相続人
- (3) (1) と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) (1) が法人の場合における、合併法人又は分割承継法人

※ 被災家屋の所有者とは、令和6年1月1日時点の所有者をいいます。（被災時点で家屋を所有しておらず、被災後に新たに取得した場合は対象になりません。）



被災家屋の要件

以下の(1)及び(2)を満たすもの

- (1) 令和6年能登半島地震により滅失または損壊した家屋で、市町村の調査で被害の程度が半壊以上であることが確認できるもの
- (2) 取り壊し・売却などの処分が行われたもの



代替家屋の要件

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得した家屋で、以下の(1)及び(2)を満たすもの

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋であること
- (2) 原則として被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一であること



特例の内容

代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。

※ 共有名義の場合、持分の割合に応じて面積按分により算定します。



提出書類

「被災家屋の代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例適用申告書」
(様式は新潟市ホームページに掲載) 及び以下添付書類の写しを提出してください。



- (1) 被災家屋が能登半島地震により滅失・損壊したことを証する書類
・ 被災証明書、被災証明書(被害の程度が記載されているもの) 等
- (2) 被災家屋が所在したことを証する書類 ※被災家屋が新潟市内の場合は不要
・ 令和5年度固定資産税家屋名寄帳 等
- (3) 被災家屋の処分状況が確認できる書類
・ 解体契約書、売買契約書 等
- (4) 被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類
・ 戸籍謄本、法人の登記事項証明書 等

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合や、被災家屋の所在地の市町村へ問い合わせをする場合があります。



提出先・問い合わせ先

窓口を持参または郵送により下記までご提出ください。提出先は代替家屋の所在する区によって異なります。

<東区・中央区・西区の方>

資産税課 TEL: 025-226-2273、025-226-2280
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

<北区・江南区・秋葉区の方>

資産税第1分室 TEL: 025-382-4048
〒950-0292 新潟市江南区横越中央1丁目1番1号 横越出張所2階

<南区・西蒲区の方>

資産税第2分室 TEL: 0256-72-8231
〒959-0592 新潟市西蒲区三方1番地 潟東出張所1階

